

平成30年度

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

袋井市監査委員

目 次

1 監査の種類	-----	1
2 監査の期日及び対象	-----	1
3 監査の範囲	-----	1
4 監査の方法	-----	1
5 監査の着眼点	-----	1
6 監査の結果	-----	3
第1 財政援助団体監査		
1 株式会社 武蔵野ホールディングス(袋井市工場立地奨励補助金)	-----	4
2 社会福祉法人 ひつじ(袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金)	-----	6
3 社会福祉法人 三宝会 ルンビニ第二保育園 (袋井市保育所等事業費補助金・袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備 整備費補助金)	-----	8
4 MOEチャイルドセンター有限公司 MOE保育園てんじん園 (袋井市認証保育所運営費補助金・袋井市保育所等事業費補助金)	-----	10
第2 公の施設の指定管理者監査		
1 袋井市スポーツ協会グループ (愛野公園(運動施設を除く)及び堀越公園(多目的広場を除く)指定管理委託 (公の施設に係る指定管理委託料))	-----	12

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の期日及び対象

期 日	対 象	
	団体の名称	補助金・指定管理の名称
平成30年10月30日	株式会社 武蔵野ホールディングス	袋井市工場立地奨励補助金
	社会福祉法人 ひつじ	袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金
	社会福祉法人 三宝会 ルンビニ第二保育園	袋井市保育所等事業費補助金 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金
平成30年10月31日	MOEチャイルドセンター有限会社	袋井市認証保育所運営費補助金
	MOE保育園てんじん園	袋井市保育所等事業費補助金
	袋井市スポーツ協会グループ	公の施設に係る指定管理委託料

3 監査の範囲

平成29年度において、袋井市が財政的援助を行った団体の当該援助に係る事務の執行状況及び公の施設の管理を行った団体の当該事務の執行状況

4 監査の方法

各団体及びそれを所管する各課から提出された関係書類を審査するとともに、団体関係者及び所管課職員から内容説明を受け、事務事業の実施状況等を聴取し監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

ア 所管課関係

- (ア) 交付決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 条件の内容は明確か。
- (エ) 金額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (オ) 効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

イ 団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (イ) 交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ロ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助目的以外に流用されていないか。
- (ハ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (ニ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (ホ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (ヘ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (ヘ) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 所管課関係

- (ア) 団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ロ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (ハ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ニ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (ホ) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (ヘ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示が行われているか。
- (ヘ) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ロ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (ハ) 利用促進のために努めているか。
- (ニ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適切に行われているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

6 監査の結果

各団体の補助事業等に係る事務事業の執行及び出納事務は、おおむね適正に処理され、一定の事業効果が得られているものと確認した。

各団体を所管する各課の補助金交付事務についても、それぞれ目的に沿った事業展開がなされており、おおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度団体及び関係各課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

第1 財政援助団体監査

1 株式会社 武蔵野ホールディングス

(1) 交付団体

株式会社 武蔵野ホールディングス

(2) 所管課

産業環境部 産業政策課

(3) 補助金の名称及び金額等

ア 名称 袋井市工場立地奨励補助金

イ 対象事業 民間の企業が市内に新築又は増築した工場等の家屋及び工場等の新設又は増築に伴い取得した償却資産並びに新たに取得した土地の固定資産税

ウ 補助金額 26,464,400円

(4) 事業実施目的

企業の立地により税収の確保及び新たな雇用の創出が図られ、本市の産業の振興及び経済の活性化に寄与する。

(5) 平成29年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	備考
補助金	26,464,400	26,464,400	市補助金
合計	26,464,400	26,464,400	

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	備考
公課費	26,464,400	26,464,400	固定資産税
合計	26,464,400	26,464,400	

収入総額 26,464,400 円 - 支出総額 26,464,400 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(6) 団体監査所見

補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

(7) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

ア 補助団体が保管している交付申請書控えの日付が未記入であった。所管課は団体に対し、書類作成について適正に指導するとともに、提出された書類については十分に精査確認されたい。

イ 交付確定の関係書類において、袋井市工場立地奨励補助金交付要綱に定めのない法人市民税の納税証明書や固定資産税課税台帳兼名寄帳が添付されていた。補助事業の適正な執行を確保するため、要綱に基づいた処理をされたい。

2 社会福祉法人 ひつじ

(1) 交付団体

社会福祉法人 ひつじ

(2) 所管課

市民生活部 しあわせ推進課

(3) 補助金の名称及び金額等

ア 名 称 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金

イ 対象事業 借入金の元利償還金を含む社会福祉施設等における施設整備等に要する経費

ウ 補助金額 11,311,800円

(4) 事業実施目的

精神に障がいのある方に働く場や訓練の場を提供するとともに、安心して生活できる場所を確保することで、社会参加や自立を図る。

(5) 平成29年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
補助金	43,811,800	43,811,800	国補助金 21,666,000円
			県補助金 10,834,000円
			市補助金 11,311,800円
			〔内訳〕 はたらき 477,800円 あぼろん 10,834,000円
借入金	25,000,000	25,000,000	福祉医療機構
自己資金	45,918,132	40,018,333	
合 計	114,729,932	108,830,133	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
事業費	112,978,925	107,079,126	本体工事、造成工事、設計管理、備品購入等
償還金	1,751,007	1,751,007	福祉医療機構
合 計	114,729,932	108,830,133	

収入総額 108,830,133 円 － 支出総額 108,830,133 円 ＝ 0 円 翌年度への繰越なし

(6) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

(ア) 市が通知した交付決定通知及び交付確定通知について、收受及び供覧の手続きを行っていないものが見受けられたため、書類上での供覧事務処理を行うよう検討されたい。

(7) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

ア 補助団体が保管している交付申請書控えの日付や請求書控えの請求日が未記入であるものが見受けられた。所管課は団体に対し、書類作成について適正に指導するとともに、提出された書類については十分に精査確認されたい。

イ 補助金交付確定前に確定払いをしているものが見受けられた。補助事業の適正な遂行を確保するため、袋井市補助金等交付規則に基づいた処理をされたい。

ウ 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱において、補助金額は「毎年度市長が定める額」とされているので、交付決定の際は、算出根拠を明記されたい。

3 社会福祉法人 三宝会 ルンビニ第二保育園

(1) 交付団体

社会福祉法人 三宝会 ルンビニ第二保育園

(2) 所管課

教育委員会 教育部 すこやか子ども課

(3) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 (ア) 袋井市保育所等事業費補助金
 (イ) 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金
- イ 対象事業 (ア) 一時預かり事業、延長保育事業、障害児保育事業、乳幼児保育推進事業、年度途中入所サポート事業
 (イ) ルンビニ第二保育園施設設備整備事業
- ウ 補助金額 12,143,250円

(内訳)

(単位：円)

対象事業	一時預かり事業	延長保育事業	障害児保育事業	乳幼児保育推進事業	年度途中入所サポート事業	ルンビニ第二保育園施設設備整備事業	合 計
補助金額	1,650,000	1,342,000	888,000	6,201,000	780,000	1,282,250	12,143,250

(4) 事業実施目的

ア 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭の日常生活上の突発的な事情や社会参加等より児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。

イ 延長保育事業

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施することで、安心して子育てができる社会環境整備を図る。

ウ 障害児保育事業

障害児児童受入れのための保育士を確保する。

エ 乳幼児保育推進事業

1、2歳児の保育に必要な保育士の人件費を補助することで、保育士が確保でき、1、2歳児の安定した受入れを図る。

オ 年度途中入所サポート事業

年度途中の低年齢児の受入れに対応できるよう、年度当初から保育士を確保し、待機児童の解消を図る。

カ ルンビニ第二保育園施設設備整備事業

保育施設新設の際に要した施設・設備の整備費に補助することで、保育定員

の確保が図られるとともに、待機児童対策に寄与する。

(5) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

(ア) 市が通知した交付決定通知及び交付確定通知について、收受及び供覧の手続きを行っていないものが見受けられたため、書類上での供覧事務処理を行うよう検討されたい。

(6) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

ア 補助団体が保管している書類と所管課が保管している書類の日付が相違しているものがあり、また、請求書控えの請求日が未記入のものがあった。所管課は団体に対し、書類作成について適正に指導するとともに、提出された書類については十分に精査確認されたい。

イ 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱において、補助金の額は「毎年度市長が定める額」とされているので、交付決定の際は、算出根拠を明記されたい。

ウ 交付申請及び交付決定時期が遅い例が見受けられた。補助金を主な財源としている団体にとっては、補助金交付の遅れは事業の運営に支障をきたすことにもなりかねないことから、適正な時期の処理に努められたい。

4 MOEチャイルドセンター有限公司 MOE保育園てんじん園

(1) 交付団体

MOEチャイルドセンター有限公司 MOE保育園てんじん園

(2) 所管課

教育委員会 教育部 すこやか子ども課

(3) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 (ア) 袋井市認証保育所運営費補助金
(イ) 袋井市保育所等事業費補助金
イ 対象事業 (ア) 袋井市認証保育所運営補助事業
(イ) 袋井市認可化移行運営費支援事業
ウ 補助金額 34,957,900円

(内訳)

(単位：円)

対象事業	袋井市認証 保育所事業	袋井市認可化移行 運営費支援事業	合 計
補助金額	5,771,900	29,186,000	34,957,900

(4) 事業実施目的

ア 袋井市認証保育所運営補助事業

認可保育所等に入所できない児童の受け皿となっている認証保育所運営を支援し、施設の維持及び保育水準の向上を図る。

イ 袋井市認可化移行運営費支援事業

認可外である認証保育所から認可保育所への移行を支援することで、保育所の経営が安定し、保育定員の確保が図られるとともに、待機児童対策に寄与する。

(5) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、団体内における処理方法に沿って、適正に処理されていることを確認した。

(6) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

- ア 補助団体が保管している交付申請書等控えの日付が未記入であるものが見受けられた。所管課は団体に対し、書類作成について適正に指導するとともに、提出された書類については十分に精査確認されたい。
- イ 袋井市認証保育所運営費補助金交付要綱では、交付申請書に申請者の納税証明書の写しの添付を定めているが、法人税の領収書が添付されていた。補助事業の適正な執行を確保するため、要綱に基づいた処理をされたい。また、「申請者の納税証明書の写し」は、税目があいまいであり、証明書取得にかかる負担も懸念されることから、添付書類内容の見直しについて検討されたい。

第2 公の施設の指定管理者監査

1 公の施設に係る指定管理委託料

(1) 指定管理者

袋井市スポーツ協会グループ

(2) 所管課

都市建設部 都市整備課

※ 袋井市民体育館(関連施設を含む)、浅羽体育センター(関連施設を含む)、愛野公園運動施設、堀越公園多目的広場については、市民生活部 スポーツ推進課が所管しているが、今回の対象は、愛野公園及び堀越公園の公園部分のみのため対象外とした。

(3) 指定管理の概要等

ア 施設の名称

愛野公園(運動施設を除く)及び堀越公園(多目的広場を除く)

イ 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日(5年間)

ウ 業務の範囲

愛野公園(運動施設を除く)及び堀越公園(多目的広場を除く)の管理、運営業務に関する事、公園の維持管理業務に関する事、その他市長が管理上必要と認める事。

エ 委託料

251,500,000円

オ 管理運営状況

(ア) 愛野公園(運動施設を除く)

施設長1人、窓口及び経理1人、窓口・巡回警備及び緑地管理(昼夜交代勤務)3人、巡回警備及び緑地管理(昼交代勤務)2人

(イ) 堀越公園(多目的広場を除く)

統括1人、窓口及び事務2人、窓口及び経理1人、窓口3人(昼間1人、夜交代勤務2人)

※ 袋井市民体育館と兼務

(4) 平成29年度収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
利用料金	6,395,000 (2,025,000)	5,822,660 (2,262,075)	
指定管理料	50,300,000 (20,250,000)	50,300,000 (20,250,000)	都市整備課 15,593千円 スポーツ推進課 34,707千円
参加料	4,700,000 (2,300,000)	5,137,350 (2,628,850)	
繰越金	371,624 (0)	371,624 (0)	
雑収入	2,423,376 (2,215,000)	2,281,892 (2,004,410)	
計	64,190,000 (26,790,000)	63,913,526 (27,145,335)	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
給与費	32,400,000 (17,700,000)	32,743,402 (17,643,306)	
事業費	3,500,000 (1,500,000)	3,803,379 (2,037,480)	教室開催費(講師代、保険料)
維持管理費	25,440,000 (7,922,000)	24,702,114 (8,822,892)	委託料、施設修繕費等
公課費	2,750,000 (1,450,000)	2,821,251 (1,441,651)	法人税、消費税等
予備費	100,000 (0)	0 (0)	
計	64,190,000 (28,572,000)	64,070,146 (29,945,329)	

収入総額 63,913,526 円 — 支出総額 64,070,146 円 = △ 156,620 円

(27,145,335 円)

(29,945,329 円)

(△2,799,994 円)

* 上段は全体の指定管理委託料、下段()は愛野公園及び堀越公園(運動施設及び多目的広場を含む)の指定管理委託料である。

なお、収入総額から支出総額を差し引いた結果、支出超過が生じているが、東海ビル管理株式会社の繰越利益剰余金から補填されている。

(5) 団体監査所見

ア 指定管理に係る管理業務及び出納関連の事務については、次の事項を除いてはおおむね良好と認められた。

(ア) 年度事業報告書については、基本協定書に定めている管理施設の利用状況に関する事項が未記載であり、業務仕様書に定めている期限を過ぎて提出されているため、協定書等の規定に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 指定管理に関する書類の一部が見当たらないものがあつた。書類の整備及び管理を徹底されたい。

(㉞) 指定管理者指定申請書等、市に提出する書類について、決裁の手続きを行っていないものが見受けられたため、書類上での決裁事務処理を行うよう検討されたい。

(㉟) 指定管理者は、当該管理業務について、袋井市スポーツ協会と東海ビル管理株式会社それぞれにおいて会計処理を行い、決算を承認している。指定管理者とその構成事業者とは別人格であることから、基本協定書等に基づき、共同事業体としての適正な会計処理を行われたい。

(6) 所管課監査所見

ア 指定管理者に対して、基本協定書、年次協定書、仕様書等に基づいた事業報告書及び収支報告書を提出させるとともに、業務の履行等について点検し、適正な指導を行うよう努められたい。

イ 施設の老朽化が見られることから、指定管理者と協議の上、計画的に修繕を実施し、市民が常に安心・安全に施設を利用できるよう努められたい。